

 JWRC 水道ホットニュース	(公財)水道技術研究センター 〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 K. I. S 飯田橋ビル 7F TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp
---	--

EU 離脱後の イングランド・ウェールズの水道水質について (飲料水検査官事務所 (DWI) の発表から)

(はじめに)

2020 年 1 月 30 日、英国は欧州連合 (EU) から離脱しました。このことに関連して、2020 年 2 月 3 日、イングランド・ウェールズの水道水質を所管する飲料水検査官事務所 (DWI) は、『英国の欧州連合からの離脱に伴うイングランド・ウェールズの水道水質』(Drinking Water Quality in England and Wales as the UK exits from the European Union) と題する声明書を発表しました。

以下に、その概要を紹介することとします。なお、和訳に間違い等がありましたらご容赦いただくとともに、原文を参照していただくようお願いします。

(出典)

Drinking Water Quality in England and Wales as the UK exits from the European Union
http://www.dwi.gov.uk/stakeholders/Position-statements/EU_exit.pdf

英国の欧州連合からの離脱に伴うイングランド・ウェールズの水道水質

1. 目的

この文書は、英国が EU を離脱するにあたって、「飲料水検査官事務所」(以下「DWI」という。)が飲料水基準をどのように維持し続けるかを述べたものである。また、イングランド・ウェールズの公共水道の消費者が、離脱日以降も安全で清浄な飲料水を引き続き利用できるようにするための DWI の立場と方針を概説している。

2. はじめに

1. DWI は、1990 年に英国議会によって設立された。その目的は、イングランド・ウェールズの民営化された水道産業が、安全で清浄な飲料水を消費者に提供することについて、独立した保証を提供することである。
2. イングランド・ウェールズの水道に関する規制の枠組みは、その権限と義務、水の供給者の義務を含め、法律で制定されている。DWI の最高検査官は、環境・食糧・農村地域担当大臣及びウェールズ

の大臣によって任命され、彼らに代わって行動している。

また、DWIの最高検査官には、特定の権限も直接に付与されており、これにより作業の明確な独立性が確保されている。法律で規定されたDWIの役割に加えて、DWIの最高検査官及び各検査官は、飲料水に関する全ての事柄について、国務長官とウェールズ大臣の技術顧問にも任命されている。

3. DWIの機能と義務を定めた主要な法律は、1991年制定の水道産業法に含まれている（なお、水道産業法は、2003年の水法及び2014年の水法によって改正された）。1998年制定のウェールズ政府法により、水道に関する事項はウェールズ政府に委ねられている。

4. 水道産業法にもとづき制定された「2016年水道（水質）規則（イングランド）（改正）」及び「2018年水道（水質）規則（ウェールズ）」（一般にこれらをまとめて「規則」という。）は、公共水道の飲料水水質に関する法的要件を定めている。英国の飲料水基準は、元々は欧州指令である欧州評議会指令98/83/EC（「飲料水指令」）を国内法制化したものである。スコットランド及び北アイルランドには、同等の法律と規制当局が存在する。

5. 英国がEUを離脱しても、上記に一切の変更はない。

3. 将来の方針

1. イングランド・ウェールズの飲料水の消費者は、世界で最高品質の水を享受している。DWIは、EUからの離脱がこれを危うくすることを望んでいない。

2. 安全で清潔な飲料水の提供は、国の法定要件である。現在、もともとは欧州の法令で定められた水質基準が、いくつかの追加された国内要件とともに国内法制化されている。「2019年洪水及び水（改正など）（EU離脱）規制」は、EU離脱の日に施行され、飲料水に関する全ての法律が、英国で引き続き有効に機能することを保証する。DWIは、英国がEUを離脱した後も飲料水基準を維持することを約束しており、現在の国内要件及び将来の国内要件の遵守を監視することにより、その義務を維持し続ける。

3. 現在の国内法は、基準とパラメーター（例えば、分析方法、リスク評価方法、監視頻度、及び消毒副生成物の最低減化を含む消毒要件）に適合するための要件を定めている。これらの要件は、健全な科学的証拠に基づいて作成されている。この法律を施行するための法的枠組みは、EU離脱による影響を受けない。

4. 我々は、飲料水水質の規制当局として水道産業と密に連携することで、英国のEU離脱にあたりどのような点が重要な脆弱性となりうるのか、その評価に関わる当該産業の業務を理解しようとしている。水道会社は引き続き、清潔な水の供給を維持するという法定責任を果たす義務を負う。水質規制当局として、このことは今後も我々が最低限期待することであり、水道会社の事業経過を注意深く見守っている。

5. 清浄な水を常に供給することは、公衆衛生の優先事項であり、我々の主な目的である。水道会社はDWIとの間に確立された通信手段を有しており、法定要件への違反が起きたときには必ず報告がなされる。DWIは、法令違反が発生した場合、その調査権限を使用して、水道会社が講じた措置を精査し、どのような強制措置が必要かを判断する準備ができています。

（担当）調査事業部

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。
〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r1.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。